

高齢福祉サービス

問い合わせ先

播磨町役場 福祉グループ TEL.079-435-2361
播磨町地域包括支援センター TEL.079-435-1841

生活支援型ホームヘルパー(ホームヘルプサービス)

身体が虚弱な高齢者など身体上または精神上軽度の障がいがある高齢者に、健全で自立した生活を営むことができるようホームヘルパーを派遣します。

対象となる方 介護保険の対象ではないが、日常生活上援助が必要と認められる、概ね65歳以上の要援護高齢者のいる世帯

サービスの内容 調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、生活等に関する相談および助言など。

利用方法 ①派遣できる曜日は、月曜日から日曜日です。
(ただし12/29~1/3は除きます)
②派遣できる時間帯は、午前7時30分から午後9時までの間です。
③利用できる回数は、1週間につき最大2回
(1回当り1時間まで)

利用料金 自己負担は介護保険制度の介護報酬額の2割に相当する額です。



訪問理美容サービス事業

家庭でねたきりの状態にあり、外出が困難な高齢者や重度心身障がい者の方に理美容師が家庭を訪問し、理美容サービスを行います。

対象となる方 町内に住所を有し、外出が困難な高齢者または重度心身障がい者（身障手帳1、2級または療育手帳A判定）で、次のいずれかに該当する方

- 概ね65歳以上のひとり暮らしの方、概ね65歳以上の方のみの世帯
- 重度心身障がい者のひとり暮らしの方、重度心身障がい者のみの世帯 など

利用料金 次のサービスに応じそれぞれ自己負担が必要です。

- カット1,000円 (ただし、丸刈りは500円です。)
- 顔そり500円 ● シャンプー 1,000円

訪問の条件 訪問時に家族等による付き添いが必要です。

利用回数 年間に4回利用できます。



寝具乾燥消毒サービス事業

日頃利用している寝具類の衛生的な管理ができていない虚弱な高齢者や障がい者の家庭に、寝具乾燥消毒車が訪問し、寝具類の乾燥消毒を行います。

- 対象となる方** 町内に居住し、寝具類の衛生管理が困難な高齢者または重度心身障がい者（身障手帳1、2級または療育手帳）で次のいずれかに該当する方
- 概ね65歳以上のひとり暮らしの方、概ね65歳以上の方のみの世帯
 - 重度心身障がい者のひとり暮らしの方、重度心身障がい者のみの世帯 など

利用料金 自己負担は1回当たり300円

利用回数 1か月に1回利用できます。



日常生活用具の給付

要援護の高齢者、またはひとり暮らしの高齢の方などに、日常生活を安心して送っていただくために必要な用具を給付します。

購入後に申請されても給付対象にはなりませんので、必ず事前に相談してください。

給付用具および対象となる方

用具名	対象者
電磁調理器	概ね65歳以上で、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者など
火災警報器	概ね65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者
自動消火器	概ね65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者

自己負担額 生計中心者の課税状況（所得税）に応じて費用の全部または一部を負担していただきます。（生計中心者が非課税の方は無料）

あんしんボタン（緊急通報システム）

ひとり暮らしの高齢者などが急病や事故などの万一のときに、近隣の方の協力により速やかに援助が受けられるように「あんしんボタン（ペンダントなど）」を貸与し、高齢者の日常生活の安全の確保と不安解消を図ります。

※3人の近隣協力者が必要です。

対象となる方 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦および高齢者世帯（要介護3以上の高齢者がいる世帯に限る）

費用 機器設置時に、生計中心者の課税状況（所得税）に応じた利用者負担金が必要です。（生計中心者が非課税の方は無料）



高齢者のための福祉サービス

住宅改造費の助成

高齢者および心身障がい者が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送ることができるように高齢者などに対応した既存住宅の改造に要する費用を助成します。(1住宅1回限りです)

※工事完了後の申請に対しては、助成できませんので、必ず事前にご相談ください。



一般型

対象 60歳以上の方がいる世帯（所得による制限があります。）

助成内容	
助成対象	高齢者に配慮した住宅の改造 (3か所以上の改造を行い、かつ指定する必須工事を行うこと。)
助成対象限度額	100万円(改造箇所ごとに限度額があります)
助成額	助成対象額の3分の1

特別型

対象 介護保険制度の要介護・要支援状態にある方または身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方がいる世帯。(所得による制限があります。)

助成内容	
助成対象	対象となる高齢者などが自宅で日常生活を送るために必要と認められる住宅の改造(住まいの改良相談委員の承認が必要)
助成対象限度額	100万円(80万円+介護保険給付20万円。改造箇所ごとに限度額があります)
助成額	助成対象額の3分の1から全額(生計中心者の町民税や所得税の賦課状況により異なります)

※介護保険の住宅改修費支給(P15参照)等を優先して適用し、超えた額をこの制度により助成します。

※介護保険制度の住宅改修の給付を初めて受ける場合で、かつ、同時利用であることが条件です。

※特別型について、著しく要介護状態が重くなった場合等、再度助成が認められる場合がありますので、ご相談ください。

成年後見制度利用支援

成年後見制度が必要であるにもかかわらず、申立てを行う方がいない場合や、申立てをする費用の負担および後見人の報酬を支払うことが困難で、補助を受けなければ制度が利用できない人を支援します。

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金の管理、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議をする場合があっても、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。



ごみの個別収集

ひとり暮らしの高齢者などでごみの排出が困難な方で、一定の要件に該当する場合は、直接自宅まで出向き、収集を行います。

対象となる方

次のすべての要件を満たす方

- ①ひとり暮らしの方
- ②介護保険制度の「認定」を受けていること、またはそれに準じた状態にある方
- ③近隣に、ごみの排出に協力を得られる方がいないこと

※民生委員児童委員の意見が必要です。

費用

無料

※入院などで長期間留守にする場合には必ず役場に連絡してください。

生活管理短期宿泊事業

要介護状態への進行を防ぐため、老人ホームなどへの短期間の宿泊により日常生活に対する支援を行います。

対象となる方

町内に居住する概ね60歳以上のひとり暮らし高齢者などで、介護保険制度で非該当にあたり、日常生活に支援の必要な方

入所の期間

原則として7日以内

入所の施設

養護老人ホームまたは、特別養護老人ホーム

利用料金

・養護老人ホーム：1,381円/日 ・特別養護老人ホーム：1,500円/日
※ただし、送迎サービスはありません。

養護老人ホームへの入所

概ね65歳以上で、環境上の理由および経済的な理由により、在宅において生活することが困難な高齢者が入所する施設です。

費用

本人およびその扶養義務者の負担能力に応じて費用を徴収します。

もの忘れ健診

対象となる方

65歳以上で希望される方

受診場所

巡回がん検診の各会場・播磨町中央公民館（申し込み不要）

健診方法

巡回がん検診・播磨町中央公民館健診当日に希望者に対して、チェックシートに答えてもらいます。

利用料金

無料

問い合わせ

播磨町地域包括支援センターへ（TEL.079-435-1841）

高齢者のための福祉サービス

在宅高齢者介護手当

家庭でねたきりや認知症の高齢者を介護している方の精神的、経済的負担を軽減するために介護手当を支給します。

対象となる方 65歳以上でねたきり6か月以上、または認知症の状態ですべての介護が必要と認められる高齢者を主に介護されている方に支給します。(所得制限があります。)

支給額 高齢者一人につき月額10,000円(申請月から支給)とし、原則として1年間分120,000円を一括して支給します。



家族介護慰労金

家庭でねたきりや認知症の状態にある要介護高齢者などを介護している方に対して介護慰労金を支給します。

対象となる方

- ①町内に住所を有している。
- ②介護保険法に規定する要介護認定において過去1年間、要介護4または5に認定されている。
- ③過去1年間、介護保険サービスを受けていない。(短期入所生活介護および短期入所療養介護の利用が合わせて7日以内は除く)
- ④町民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で介護している家族。上記4項目をすべて満たしている場合に支給されます。

支給額 介護している期間が、1年を経過してから100,000円を一括して支給します。

家族介護用品給付事業

家庭で高齢者を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつや尿取りパッドなど)を給付し、介護している家族の経済的負担の軽減を図ります。

対象となる方 常時おむつを必要とし、要介護4または5で、町民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で介護している家族

給付方法 限度額の範囲内で組み合わせた介護用品を毎月1回、町が委託した事業者が各家庭に配達します。



ショートステイ(短期入所事業)

介護保険の認定を受けていない方(日常生活を自立している方は除く)、または介護保険制度の短期入所生活介護の日数では自宅で介護を続けることが困難と認められる方で、家族の方が一時的に高齢者の介護ができなくなったとき、およびひとり暮らしで一時的に家庭での生活ができないときに、短期間老人ホームなどでお世話します。

入所の要件 病気、出産、冠婚葬祭、事故、災害、転勤、看護、学校などの公的行事への参加および休養、旅行などのための理由

入所の期間 原則として7日以内

入所の施設 特別養護老人ホームの利用となります。

利用料金 介護保険制度の介護報酬の3割または施設が決めた額の3割のいずれか安い方
※いったん全額を自己負担して頂き、後で7割を補助します。



救急医療情報キットの配布

高齢者が安心して暮らせるよう緊急医療情報キットを希望者に無料で配布しています。

対象となる方 町内に住所を有する方

内容 かかりつけ医や持病などの医療情報や薬剤情報などを記入した用紙を専用の容器に入れ、「自宅の玄関」または「冷蔵庫」に保管しておくことで、万一の救急時に救急隊員などが、その情報を活用し迅速な救命活動等を行えるよう備えるものです。

長寿祝金

長寿を祝し、次のお祝金などをお贈りします。

■特別長寿祝金(町)〈基準日:誕生日〉

満100歳…………… 100,000円

■長寿祝金(町)〈基準日:9月15日〉

満90歳…………… 20,000円

満80歳…………… 10,000円

■長寿お祝い品(国、県)

満100歳になる方については県知事などが訪問し、祝状などを贈呈します。



高齢者のための福祉サービス

福祉会館の利用

高齢者の健康増進、学習会、レクリエーションなどで利用できる施設です。65歳以上の方には、余暇利用者証を発行し、浴場を無料で利用することができます。

問い合わせ・申込み ▶ 播磨町福祉会館 (TEL.079-437-3221)

老人(シニア)クラブ

地域の高齢者が自主的に集まり、その知識と経験を生かし、ボランティア活動や生きがいを高めたり、健康づくりのための各種社会活動を総合的に実施する会員組織です。町は活動の助成や指導を行っています。

対象となる方 ▶ 概ね60歳以上の方

申込み ▶ 地域の老人(シニア)クラブへお問い合わせください。

身近な相談窓口一覧

	窓 口	電話番号	内 容
高齢者に関する介護や福祉の総合相談	播磨町 地域包括支援センター	079-435-1841	社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーによる高齢者の方の相談全般 (介護・認知症・成年後見・虐待通報など) (月～土 8:45～17:20)
高齢者虐待の相談・通報	播磨町 地域包括支援センター	079-435-1841	
	役場福祉グループ	079-435-2361	夜間や閉庁日の通報は 079-435-0355
認知症・高齢者専門相談	加古川西市民病院 認知症疾患医療センター	079-434-2059	月～金(祝祭日除く) 8:45～17:00
	兵庫県民総合相談センター	078-360-8477 10:00～12:00 13:00～16:00	認知症の人と家族の会による相談 (月・金)
			看護師等による相談(水・木)
	兵庫県 もの忘れコールセンター	#7070・#7272	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00
	ひょうご若年性認知症 生活支援相談センター	078-242-0601	65歳未満で認知症を発症した方への 相談支援
加古川地区 SOSネットワーク	加古川警察署	079-427-0110	高齢者が徘徊などで行方不明になった 場合の届出
消費生活・多重債務相談	役場住民グループ	079-435-1999	月～金(祝祭日除く) 9:00～16:00 ※月・火・木曜日は専門相談員が対応

播磨ふれあいの家利用助成券の交付

播磨ふれあいの家の宿泊料金の一部を助成します。

- 対象となる方** 町内に住所を有する方で、利用日に65歳以上の方
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- 助成内容** 2,000円分の助成券を交付します。
- 助成枚数** 年間（4月1日から翌年の3月31日までの間）一人一枚限り。
- 申込み** 申込みには、印鑑が必要です。

高齢者講座（ことぶき大学）

自ら意欲的に学習する場として、各種教養講座を開催しています。

- 対象となる方** 概ね60歳以上の高齢者
- 問い合わせ・申込み** 播磨町中央公民館
(TEL.079-437-6980)

シルバー人材センター

臨時的、短期的な仕事を通して、生きがいと追加的収入を希望する高齢者に就業の機会を提供し、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進します。

- 対象となる方** 60歳以上で健康で働く意欲のある方は、
どなたでも会員になれます。
- 問い合わせ・申込み** 加古郡広域シルバー人材センター
(TEL.079-437-7386)



高齢者運転免許証自主返納支援補助金

運転免許証を自主返納した高齢者に、補助金及び助成券を交付します。

- 対象となる方** 町内に住所を有する満65歳以上の方で、平成27年4月1日以降に運転免許証を
自主返納され、申請日より1年以内に運転経歴証明書の交付を受けた方
- 補助金及び助成券の内容** ・運転経歴証明書交付手数料補助金1,000円
・播磨ふれあいの家宿泊利用助成券2,500円分
- 問い合わせ・申込み** 危機管理グループ
(TEL.079-435-0991)

高齢者のための健康事業

問い合わせ先 播磨町役場すこやか環境グループ TEL.079-435-2611



健康診査・がん検診

特定健診・後期高齢者健診

対象となる方

①4月1日現在、播磨町国民健康保険に加入している方
*4月2日以降に加入された方は、お問い合わせください。

②生活習慣病の治療をしていない後期高齢者医療制度に加入している方

内 容

問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査

受 診 場 所

近くの協力医療機関、播磨町中央公民館、加古川総合保健センター

利 用 料 金

無料

申 込 み

播磨町中央公民館・加古川総合保健センターでの受診を希望の方は、加古川総合保健センターへお申し込みください。(TEL.079-429-2923)

がん検診など

内 容 ・ 料 金

内 容		料 金	備 考
肺がん(結核検診を含む)		700円(65歳以上の方は無料)	
胃がん		1,400円(65歳以上の方は無料)	
大腸がん		1,000円(65歳以上の方は無料)	
子宮がん	集団	1,200円(65歳以上の方は無料)	2年に1回の受診です。
	個別	1,500円(65歳以上の方は無料)	
乳がん		3,300円	2年に1回の受診です。
骨粗しょう症		500円	
胃がんリスク検査(ABC分類)		無料	過去に受けたことがない方が対象です。
肝炎ウイルス検査		1,000円	過去に受けたことがない方が対象です。

料 金 の 免 除

対 象

- ①生活保護法による被保護世帯に属する方
- ②町県民税非課税世帯に属する方

手 続 き 方 法

①・②に属する方は、加古川総合保健センターに申し込み後、受診の1週間前までに、すこやか環境グループまで申請してください。(朱肉を使う印鑑が必要)

*「65歳以上の方は無料」と記載しているものは、65歳以上の方は免除申請不要です。

受 診 場 所

播磨町中央公民館・加古川総合保健センター

申 込 み

加古川総合保健センターへお申し込みください。(TEL.079-429-2923)

予防接種

高齢者インフルエンザワクチン予防接種

- 対象となる方**
- ①65歳以上の高齢の方
 - ②満60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能などの障がいを持っている方（身体障害者手帳1級相当の方）

料 金 1,000円

実施時期 町広報誌などでお知らせします。

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

- 対象となる方**
- ①年度末年齢が65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方
 - ②満60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能などの障がいを持っている方（身体障害者手帳1級相当の方）
- *平成31年度以降は、65歳の方のみが対象です。

料 金 4,000円

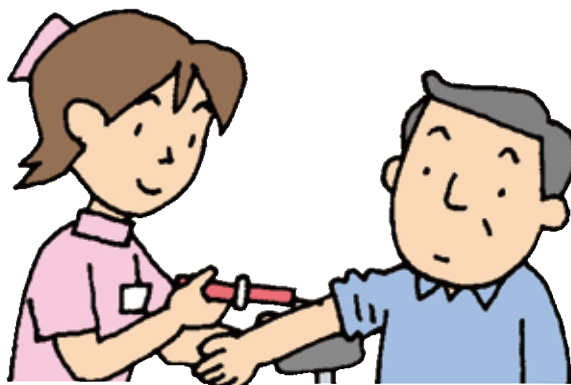
実施時期 対象者（①の方のみ）には、通知が届きます。

予防接種の料金の免除

次の方は、接種料金が無料になりますので、手続きが必要な方は、接種前にすこやか環境グループにて手続きしてください。

- 対 象**
- ①生活保護法による被保護世帯に属する方
 - ②町県民税非課税世帯に属する方

*対象となる方は、接種時に、介護保険料納入通知書の写しを医療機関に提出してください。納入通知書を紛失された方は、助成券を発行しますので、役場すこやか環境グループへ事前に申請してください。（朱肉を使う印鑑が必要）



社会福祉協議会のサービス

問い合わせ先 播磨町社会福祉協議会 TEL.079-435-1712

ふれあい・いきいきサロン

高齢者が生きがいをもって過ごすことができるよう、地域において高齢者とのふれあい、仲間づくりを行う「ふれあい・いきいきサロン」を開催する自治会を支援しています。

利用対象者 自治会内に住む概ね65歳以上の高齢者

開設場所 自治会の公民館など、高齢者が歩いていける場所

運営主体 自治会
※実施にあたっては、自治会でお手伝いしてくださる方を募り、運営してください。

実施回数 年間4回は実施するものとする

助成額 運営費助成金…… 初年度は1回6,000円を限度に60,000円まで
2年目以降は前年度実績により24,000円～100,000円
事業開始助成金…… 初年度に限り50,000円



福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方々に対して、福祉サービスの利用に伴う情報提供や契約手続きのお手伝いなどの援助を行います。

利用方法 利用希望者と支援計画に基づいた契約を交わし、援助を開始します。

援助内容 **福祉サービスの利用援助**

- 福祉サービスの利用手続き（施設入所の契約の代理は対象外）
- 福祉サービスの利用料金の支払い
- 苦情解決制度の利用援助

日常的金銭管理サービス

- 公共料金等の支払い
- 金融機関での入出金
- 振込や通知の確認

通帳・印鑑預かりサービス

- 通帳、印鑑の預かり

このようなことは
お手伝いできません

- 洗濯・買い物・介護・看護・通院の付き添い
- 本人に代わって介護サービスの利用契約書にサイン
- 入院時の保証人
- 不動産や預貯金の資産運用・管理

利用料金 サービス提供1時間あたり1,000円（基本料）・30分ごとに500円が加算されます。
※契約に至るまでの問い合わせや相談は無料です。



給食サービス

ボランティアグループの協力を得て、70歳以上で町内に身内のいないひとり暮らしの高齢者、夫婦のどちらかが3級以上の身体障害者手帳を持っている方がいる高齢者世帯の方、夫婦の年齢合計が160歳以上の高齢者夫婦の家庭に夕食の給食サービスをします。



実施日 毎週木曜日（祝日と8月は除く）

利用料金 自己負担は、1食あたり200円です。

移送サービス

車いすを使用する概ね65歳以上の高齢者および身体障がい者であって、心身の状態により他の交通機関の利用が困難であり、病院や福祉施設に行く際、家庭の移送手段の確保が困難である方の移送を行います。（道路運送法第80条による事業です）



利用料金 2kmまでが300円、それ以降1kmごとに100円が加算されます。

福祉機器の貸出

いろいろな福祉機器を社会福祉協議会でお貸しします。

対象となる方 町内在住で車いす、ポータブルトイレが日常生活において必要な方
原則、他の制度等で利用できる方は除く

貸出機器 車いす、ポータブルトイレ

利用料 無料

貸出期間 原則2週間（必要な場合は申出により最長1か月まで）



社会福祉協議会におけるその他の事業

点訳サービス 視覚障がい者の要望に対し、点訳をします。

朗読サービス 町広報紙などをCDに録音し、視覚障がい者などに配布します。

手話通訳者派遣 聴覚障がい者に、手話通訳者を派遣します。

要約筆記者派遣 難聴者などに要約筆記者を派遣します。